

区民活動センターの概要について

- 設置目的** 地域活動団体の基盤を強化し、充実した活動を推進するため、事務所としての役割と団体相互の交流場所や情報発信の役割などをあわせもつ、活動拠点として設置する。
- 設置場所** 豊島区北大塚一丁目15番10号  
 東部区民事務所（旧リサイクルルーム）
- 開設日** 平成18年3月24日予定
- 開設時間** 午前9時から午後5時（東部区民事務所開庁日）
- 対象者** 区内で活動している営利を目的としない地域活動団体で、利用を登録した団体とする。
- 使用料** 無料（ただし、印刷機、コピー機などの利用については自己負担）
- 施設概要** 面積 83.9㎡  
 機能 地域活動団体の事務所機能と地域活動団体相互の交流場所や情報発信の機能
- 運 営** 利用登録団体の代表者から構成する運営協議会による自主管理とする。運営に係る経費については利用登録団体が負担する。  
 ただし、光熱水費等維持管理経費及び受付窓口委託料は区が負担する。
- 今後の予定** 18年2月 町会関係説明  
 地域活動団体説明会  
 3月 地域活動団体募集・受付  
 運営協議会発足  
 区民活動センター開設

**施設のイメージ** 設備—電話、印刷機、コピー機、メールボックス、ロッカー、パンフレット台、掲示板、共同事務用机、テーブル、椅子など

